

10月1日から3～5歳児の 授業料・保育料等が無償化されます

10月に予定されている消費税率の引上げにあわせ、子育て世代の負担軽減措置として幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3～5歳児の授業料・保育料や、就学前の障害児の発達支援等に係る利用料が無償化されます。



幼稚園、保育園、認定こども園等

- 対象 3～5歳児及び市民税非課税世帯の0～2歳児
- 無償化の範囲 授業料及び保育料。ただし、次の費用については無償化の対象外です
 - 延長保育料、通園送迎費、給食費、行事費等
 ※保育園・認定こども園(保育園コース)で提供する副食費(おかず・牛乳・おやつ代)は実費で徴収します。なお、年収360万円未満相当世帯は、副食費が免除されます。
- 手続き 原則不要。ただし、私立幼稚園については、在籍している園に施設等利用給付申請書を提出してください
 - ※施設等利用給付申請書は園で配布。

幼稚園(認定こども園)の預かり保育

- 対象 月60時間以上(市民税非課税世帯の0～2歳児の場合は月80時間以上)の就労等の理由により保育を必要とする子
- 無償化の範囲 利用日数に応じて、日額450円、月額1万1300円までの利用料が無償化されます(おやつ代は無償化対象外)
- 手続き 在籍している園に施設等利用給付申請書及び就労証明書等を提出してください
 - ※施設等利用給付申請書は園で配布。

認可外保育施設、一時保育、病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業等

- 対象 月60時間以上(市民税非課税世帯の0～2歳児の場合は月80時間以上)の就労等の理由により保育を必要とする子
- 無償化の範囲 3～5歳児→月額3万7000円まで 市民税非課税世帯の0～2歳児→月額4万2000円までの利用料が無償化されます
- その他 幼稚園、保育園、認定こども園との併用はできません。9月下旬に対象施設一覧を市HPに掲載します
- 手続き 利用前に保育課に施設等利用給付申請書及び就労証明書等を提出してください
 - ※施設等利用給付申請書は保育課で配布。

その他施設

- 企業主導型保育事業(標準的な利用料)及び就学前の障害児(3～5歳児)の発達支援についても利用料が無償化されます。詳しくは当該施設に問い合わせてください

問▶ 下記以外に関すること

- 保育課(☎71)2228)
- 発達支援施設に関すること
障害福祉課(☎71)2259)
- ファミリー・サポート・センター事業に関すること
あんぱ〜く(☎72)2315)